

## 主任介護支援専門員更新研修の受講要件等に関するQ&A

(平成28年3月14日現在)

平成28年4月1日より法定研修体系が改正され、主任介護支援専門員更新研修が創設されました。お問い合わせの多い疑問点等をQ&Aにて示しています。(必要時改訂しますので、随時確認をお願いします。)

### 《受講要件について》

#### Q1

地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者とありますが、年4回以上とは？

#### A1

「年4回以上」とは、毎年度4月1日～翌年3月31日までの1年間に、4回以上(1回あたり、概ね1時間以上)を指します(ただし、主任介護支援専門員更新研修の受講する年度は含みません)。

また、平成28年4月1日からの開始となります。

#### Q2

「やむを得ない理由等」とはどういう理由か？

#### A2

長期休暇・休業にて、研修の受講機会が得られなかった場合を指します。

たとえば、育児休業、介護休業、病気や怪我による入院等を指します。「忙しかった」や「忘れていた」等で研修の受講機会があったにもかかわらず、受講しなかったことは理由にはなりませんので、ご注意下さい。

#### Q3

やむを得ない理由等で年4回未満の場合は、研修受講前年度までに総研修時間数を満たしていれば可とはどういうことか？

#### A3

自己研鑽を積むということで毎年度の受講を要件としていますが、やむを得ない理由等で年4回未満の場合は、この限りではなく、研修受講前年度までに総研修時間数(※)を満たしていれば可とします。

(※)総研修時間数とは、「年度×4回以上かつ4時間以上」の研修時間数を指します。

(例1)

H28年度(4回4時間受講)、H29年度(3回3時間受講：怪我入院のため)、H

30年度（4回4時間受講）、H31年度（5回6時間受講）の総研修時間16回かつ17時間の場合、研修予定年のH32年度までに総研修時間数16回かつ16時間（4年度×4回かつ4時間以上）を満たしているため可となります。

（例2）

H28年度（受講なし：育児休業のため）、H29年度（6回6時間受講）、H30年度（6回6時間受講）の総研修時間12回かつ12時間の場合、研修予定年のH31年度までに総研修時間数12回かつ12時間（3年度×4時間以上）を満たしているため可となります。

（例3）

H28年度（2回2時間受講：病気休業のため）、H29年度（6回7時間受講）の総研修時間8回かつ9時間の場合、研修予定年のH30年度までに総研修時間数8回かつ8時間（2年度×4時間以上）を満たしているため可となります。

（例4）

H28年度（2回2時間受講：病気休業のため）、H29年度（4回4時間受講）の総研修時間6回かつ6時間の場合、研修予定年のH30年度までに総研修時間数8回かつ8時間（2年度×4時間以上）を満たしていないため不可となります。

## 【以下 平成28年3月14日追加】

《受講要件について》

Q4

平成28年度に受講したいが、受講できる要件とは何か？

A4

主任介護支援専門員等研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者であり、受講要件①、④、⑤のいずれかに該当する者となります。

①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定マネジャー。

⑤地域包括支援センターに勤務する常勤専従の主任介護支援専門員（H28年度限定要件）。

※受講要件②研修年4回以上、受講要件③演題発表等は、平成28年度の要件には、含まれません。

Q 5

受講要件②の職能団体等が開催する法定外の研修等において、介護支援専門員協会（日本・近畿ブロック）で受講後、修了証明書の発行がない時は、どうしたらいいのか？

A 5

修了証明書等の発行がない場合は、受講（参加）した事がわかる個人名が記載された書類の写しを提出下さい（例えば、web 通知、名札、参加券等）。

《事例について》

Q 6

原則、事例（指導事例）の提出が必要になっているが、現任でないと受講できないのか？  
また、現任としての指導事例がないのですが、どうしたらいいですか？

A 6

現任でなくても、受講は可能です。また、指導事例は、過去の指導事例でもかまいません。  
提出書類等は、受講決定時にお知らせします。

Q 7

現任ですが、一人ケアマネのため、指導事例がありません。どうしたらいいですか？

A 7

主任介護支援専門員資格は他の介護支援専門員に対する適切な助言・指導などを実践することを目的に養成された資格です。そのため、資格取得後は指導した経験があることが前提となります。

ただし、指導した経験がない場合については、研修受講までに他事業所の介護支援専門員に対して指導の経験をしておいて下さい。

《受講要件について》

Q 8

職能団体等が開催する法定外の研修を受講したいが、どうやって該当する研修をさがせばいいのか？

A 8

和歌山県介護支援専門員協会では、該当する研修を行っています。